

このお知らせは、就学援助「一般 1・2」で認定された方が対象です。

令和 2 年 9 月 14 日

保 護 者 様

大阪市立平林小学校
校 長 吉 山 清

令和 2 年度 就学援助費の支給について

平素は本校教育活動にご協力いただきありがとうございます。

就学援助申請につきまして、「一般 1・2」申請により認定された方は、大阪市教育委員会より認定通知が送付されております。つきましては、支給日程及び支給額について下記のとおりご連絡いたします。

なお、支給される援助費は、お子さまの学校教育のためにお使いいただきますよう、よろしくお願ひします。

記

支給日程と支給額について

支給予定日	支給費目	対象学年	支給金額
10 月 5 日(月)	児童費	1 年	7,600 円
		2 年	6,600 円
		3 年	6,400 円
		4 年	10,700 円
		5 年	8,400 円
		6 年	8,000 円
3 月 4 日(木)	修学旅行費	6 年	行事実施後、 実費相当額を支給

※ 上記の支給日に就学援助費がご指定の口座に振り込まれます。

ただし、未納がある場合、未納分に充当したのち残金を支給いたしますのでご了承ください。

(※6 月分の児童費の徴収を猶予していた場合は、猶予分を上記金額から充当いたします。)

※ 入学準備補助金の 51,060 円は、令和 2 年 9 月 10 日(木)に支給済です。

裏面へつづく

- ※ 6月以降の学校徴収金のうち、児童費につきましては、就学援助費より直接学校へ充当されますので、保護者の方に納めていただく必要はありません。
- ただし、修学旅行に参加するための積立金につきましては、行事実施前に資金準備が必要となるため、これまでどおり徴収させていただきます。 行事実施後に実費相当額が支給されます。
- また、PTA会費は支給対象外ですのでお納めください。
- ※ 生活保護受給者の方につきましては、児童費の一部が区役所(保健福祉センター)より支給されておりますので、就学援助費からは「医療費」・「日本スポーツ振興センター共済掛金」、6年生の「修学旅行費」のみが援助の対象となります。
- ※ 認定後、児童扶養手当の支給停止や結婚などにより家庭状況や経済状況が変わった場合は、再審査が必要となりますので、学校まで連絡してください。
- ※ 上記内容に変更があった場合を除いて、今後「就学援助費の支給について」の通知は行いませんので、この通知は1年間大切に保管してください。

【問い合わせ先】

認否について… 学校運営支援センター事務管理担当 就学支援グループ (Tel 6115-7653)
支給について… 平林小学校 事務室 就学援助担当 (Tel 06-6685-8085)